

(この資料は全部お読みいただいて 80 秒です)

## 令和 7 年分 年末調整のポイント

6 月、7 月号でお知らせしたように、今年度の税制改正で、所得税の見直しがおこなわれています。

### ● 給与所得者の特定親族特別控除申告書

生計を一にする 19 歳以上 23 歳未満 (大学生世代) の扶養親族の所得金額が 58 万円を超えても、123 万円までは段階的に控除が受けられるようになりました。

「② 本年中の合計所得金額の見積額」欄に、1 年間の 見込み額 を記入し、その金額を「控除額の計算」の表に当てはめ、対応する控除額を ③ に記載する必要があります。

#### ◆ 給与所得者の特定親族特別控除申告書 ◆

| ① 特定親族の氏名等 (注) 「特定親族」に該当するかは、裏面の 3-1 の ① をご確認ください。 |         | 特定親族の生年月日 (平成13.12生～平成19.1生) | あなたと特定親族の住所又は居所が異なる場合の特定親族の住所又は居所 | 非居住者である特定親族の生計を一にする事実 | ② 特定親族の本年中の合計所得金額の見積額 | ③ 特定親族特別控除の額 |
|----------------------------------------------------|---------|------------------------------|-----------------------------------|-----------------------|-----------------------|--------------|
| フリガナ                                               | 特定親族の氏名 | 特定親族の個人番号                    |                                   |                       |                       |              |
| ヤマカワ                                               | 山川 春子   | 6 6 7 7 8 8 9 9 0 0 1 1 子    |                                   |                       | 1,000,000             | 410,000      |
| 1                                                  |         |                              |                                   |                       |                       |              |
| 2                                                  |         |                              |                                   |                       |                       |              |

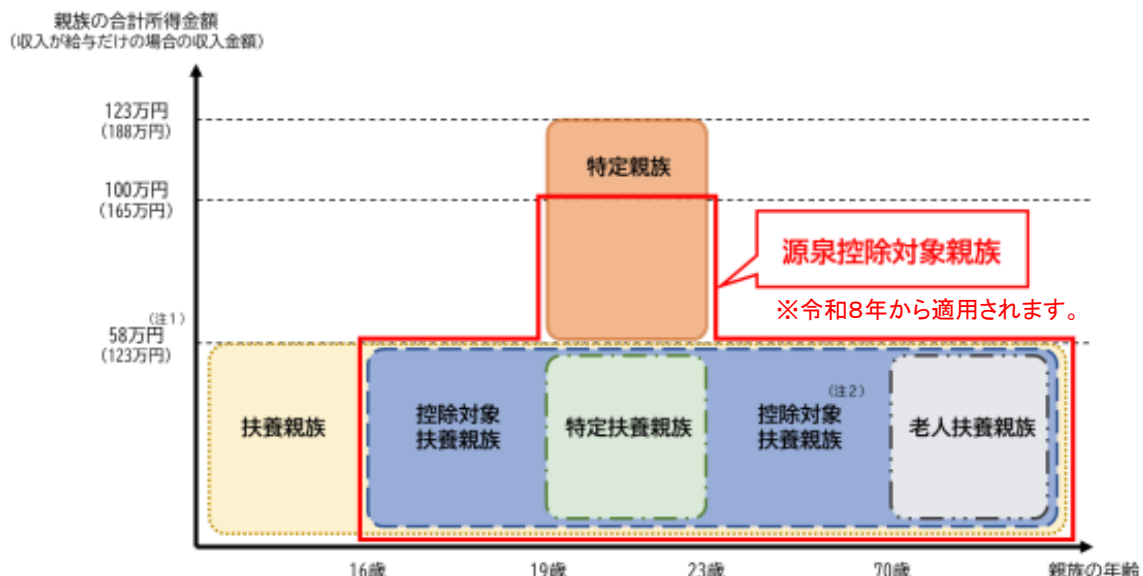
| ○ 控除額の計算            |          |
|---------------------|----------|
| 特定親族の本年中の合計所得金額の見積額 | 特定親族の控除額 |
| 58万円超85万円以下         | 63万円     |
| 85万円超90万円以下         | 61万円     |
| 90万円超95万円以下         | 51万円     |
| 95万円超100万円以下        | 41万円     |
| 100万円超105万円以下       | 31万円     |
| 105万円超110万円以下       | 21万円     |
| 110万円超115万円以下       | 11万円     |
| 115万円超120万円以下       | 6万円      |
| 120万円超123万円以下       | 3万円      |

※「控除額」の計算は裏面に記載してください。

引用: 国税庁HPより

### ● 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

合計所得金額要件の改正により、新たに扶養控除等の対象となる扶養親族等が増える場合は、扶養控除等申告書にその対象者と、「異動月日及び事由」欄に「令和7年12月1日改正」等と記載し、給与の支払者へ提出が必要です。



(注) 1 この図の扶養親族の合計所得金額の要件は、改正後の金額です (改正前: 48万円)。  
2 年齢30歳以上70歳未満の非居住者については、①留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人、②障害者、  
③その居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている人のいずれかに該当する場合に限ります。

引用: 国税庁HPより

詳しくは税理士法人マイツ 担当者まで

【大阪】06-6374-5753 【京都】075-341-7000 【東京】03-6261-5308

<https://www.myts.co.jp>